第一 総則

一目的

この 法律 は、 技能実習に関 Ļ 基本理念を定め、 国 等 の責務を明らかにするとともに、 技能実習計 画

0) 認定及び監理団体 :の許可の制度を設けること等により、 出入国管理及び難民認定法 (以 下 「入管法

という。) その 他 の 出 入国に関する法令及び労働基準 法、 労働安全衛生法その 他 心の労働 に関する法令と

相ま って、 技 能実習 \mathcal{O} 適正 一な実 施 及び技能 実習生 \mathcal{O} 保 護 をを 図 り、 もつ て人材育成を通じ た開 発途. 上 地 域

等 の技能、 技術又は 知識 (以 下 「技能等」という。 の移転による国 「際協力を推進することを目的と

するものとすること。(第一条関係)

一定義

技能実習

企業単 独 型技能実習 (第一号企業単独型技能実習、 第二号企業単独型技能実習及び第三号企業単独

型技能実習をいう。 及び団体監理型技能実習 (第 一 号団体監 理型技能実習、 第二号団体監理型技能

実習及び第三号団体監理型技能実習をいう。) をいうものとすること。 (第二条第一項、 第二項及び

第四項関係)

2 技能実習生

企業単 ·独型技 能実習生 (第一号企業単独型技能実習生、 第二号企業単独型技能実習生及び第三号企

業単 独型技能実習生をいう。) 及び団体監理型技能実習生 (第一号団体監理型技能実習生、 第二号団

体監理型技能実習生及び第三号団体監理型技能実習生をいう。 をいうものとすること。 (第二条第

一項、第三項及び第五項関係)

3 第一号企業単独型技能実習

本邦 の公私の機関 の外国にある事業所の職員である外国人又は本邦の公私 の機関と主務省令で定め

る密接な 関係を有する外国 0) 公私 (T) 機関 の外国にあ うる事業で 所 の職員である外国人が、 技能等を修得 す

るため、 在留資格 (入管法 別 表第一の二の表の) 技能 実習の 項 の下 欄第一号イに係るも \mathcal{O} に限る。 を

もって、 これらの本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関 との

雇用契約に基づいて当該機関 の本邦にある事 業所におい て当該技能等に係る業務に従事することをい

うものとすること。(第二条第二項第一号関係)

4 第二号企業単独型技能実習

第 一号企業単独型技能実習を修了した者が、 技能等に習熟するため、 在留資格 (入管法別表第 <u>ー</u>の

二の表の技能実習 1の項の 下欄第二号イに係るものに限る。)をもって、 本邦 の公私 の機関 との 雇 用 契

約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいうも

のとすること。(第二条第二項第二号関係)

5 第三号企業単独型技能実習

第二号企業単独型技能実習を修了した者が、 技能等に熟達するため、 在留資格(入管法別表第一の

二の表の技能実習 の項の下欄第三号イに係るものに限る。)をもって、 本邦の公私 の機関との 雇 用契

約に基づいて当該機関 の本邦に ある事業所に お ・いて当該技能等を要する業務に従事することをいうも

のとすること。(第二条第二項第三号関係)

6 第一号団体監理型技能実習

外国人が、 技能等を修得するため、 在留資格 (入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第

号口に係るものに限る。)をもって、 本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講

習を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該

機関 \mathcal{O} 本 邦 É こある事 業所にお ** \ て当該技能等に係る業務に従事することをいうものとすること。 第

二条第四項第一号関係)

7 第二号団体監理型技能実習

第一号団 体監理型技能実習を修了した者が、 技能等に習熟するため、 在留 資格 (入管法 別表第一の

<u>ニ</u>の 表 0) 技 能実習 の項 \mathcal{O})下欄 第二号 口 に係るも 0 に限る。 をもって、 本 邦 \mathcal{O} 営利、 . を 目 的 な 法

人による実習監理を受ける本邦の公私 の機関との雇 用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所に

お いて当該 技能等を要する業務に従事することをいうものとすること。 (第二条第四 項第二号関係

8 第三号団体監理型技能実習

第二号団 体 監 理型技能実習を修了した者が、 技能等に熟達するため、 在留資格 (入管法 別 表第 0

二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに係るものに限る。) をもって、 本邦 の営利を目的としな 法

人による実習監理を受ける本邦の公私 の機関との雇 用契約に基 づいて当該機関の本邦にある事業所に

お いて当該技能等を要する業務に従事することをいうものとすること。 (第二条第四項第三号関係

9 実習実施者

企業単 独型実習実施者 (第二の一の認定を受けた技能実習計画に基づき、 企業単独型技能実習を行

わ せる者をいう。)及び団体監理型実習実施者 (第二の一の認定を受けた技能実習計画に基づき、 寸

体監理型技能実習を行わせる者をいう。) をいうものとすること。 (第二条第六項から第八項まで関

係)

10 実習監理

寸 体監 理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者を

いう。) と団体監理型技能実習生等 (団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとす

る者をいう。 との間 における雇用関 係 の成立 一のあ っせ ん及び団体監理型実習実施者に対する団体監

理型技能 実習の 実施に関する監理を行うことをいうものとすること。 (第二条第九項関係)

11 監理団体

第三の の許可を受けて実習監理を行う事業 (以 下 「監理事業」 という。) を行う本邦の営利を目

的としない法人をいうものとすること。(第二条第十項関係)

三 基本理念、責務及び基本方針

技能 実習に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、 主務大臣は基本方針を定めなければな

らないものとすること。(第三条から第七条まで関係)

一認定

第二

技能実習計画

1 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人は、 主務省令で定めるところにより、 技能実習生

ごとに、 技能実習計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨 ー の 認

定を受けることができるものとすること。 (第八条第一項関係

2 技能実習計画には、 技能実習生の氏名及び国籍、 技能実習の区分、 目標、 内容及び期間その他 の事

項を記載しなければならないものとすること。 (第八条第二項関係)

3

寸

|体監

理型技能実習を行わせようとする申請者は、

実習監理を受ける監理団体の指導に基づき、

技

能実習計画を作成しなければならないものとすること。 (第八条第四項関係)

- 4 申請者は、 実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならないものとすること
- 。(第八条第五項関係)
- 5 主務大臣 は、 1 0) 認 定 の申請 が あった場合において、 その技能実習計画が次の 1 ずれにも適合する
- ŧ のであると認めるときは、 その認定をするものとすること。 (第九条関係)
- 技能. 実習の目標及び内容が、 技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。
- $(\underline{})$ た技能等の 技能 実習を修了するまでに、 評価を技能検定、 技能実習評 技能実習生が修得、 i 価試験 (主務省令で指定する試験をいう。 習熟又は熟達 (以 下 「修得等」という。)をし 等により行う
- (三) け た監 団体監理型技能実習に係るものである場合は、 理 寸 体 (その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、 申請者が、 技能実習計画の作成について指導を受 第三の

 \mathcal{O}

1の一の一般監理事

業に係る許可を受けた者に限る。

)による実習監理を受けること。

(四) 能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合してい 第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、 申請者が技

- (五) ()から四までのほか、 所要の認定基準に適合していること。
- 6 認 定 0) 欠格事 由 に該当する者は 1の認定を受けることができない ものとすること。 (第十条関係)
- 7 主務大臣は、 外国人技能実習機構 (以下「機構」という。)に、 1の認定に関する事務の全部又は
- 部を行わせることができるものとすること。 (第十二条関係

第二及び第四の規定を施行するために必要な限度にお

いて、

実習実施者、

監理団体等

8

主務大臣は、

- に . 対 報告若 しくは帳 (簿書類 の提出若 しくは提示を命じ、 若しくは出頭を求め、 又は当時 該主務
- \mathcal{O} 職員に質問若しくは立入検査をさせることができるものとすること。(第十三条第一項関 係
- 9 主務大臣は、 7により機構に 1の認定に関する事務の全部又は一部を行わせるときは、 第二の規定
- を施 行するために必要な限度において、 次に掲げる事務を機構に行わせることができるものとするこ
- と。(第十四条第一項関係)
- 実習実施者、 監理 団体等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務
- その職員をして、 関係者に対して質問させ、 又は実地に実習実施者、 監理団体等の設備若しくは

帳簿書類その他の物件を検査させる事務

10 その他変更の認定、 改善命令、 認定の取消し等について所要の規定を設けること。 (第十一条、第

十五条及び第十六条関係

実習実施者による実施 の届 出等

1 実習実施者は、 技能実習を開始したときは、 遅滞なく、 開始した日その他主務省令で定める事項を

主務大臣に届け出なけ ればならないものとすること。 (第十七条関係)

主務大臣 は、 機構に 1 の届出 の受理に係る事務を行わせることができるものとすること。 (第十八

条関係

2

3 実習実施者は、 1のほか、 技能実習を行わせることが困難となった場合の届出、 帳簿の備付け、 実

施状況報告等を行わなければならない ものとすること。 (第十九条から第二十一条まで関係

4 その他は 第二の規定の実施に必要な事項は、 主務省令で定めるものとすること。 (第二十二条関係)

第三 監理団体

許可

- 1 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければなら
- ないものとすること。(第二十三条第一項関係)
- 般監 理事 業 (監理事業のうち二に掲げるもの以外のものをいう。)
- 特定監理事業 (第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監

理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。)

- 2 厚生労働大臣は、 1の許可をしようとするときは、 あらかじめ、 労働政策審議会の意見を聴かなけ
- 3 申請者は、 実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならないものとすること
- 。 (第二十三条第七項関係)

れ

ばならないものとすること。

(第二十三条第六項

く関係

- 4 主務大臣は、 機構に、 1 の許可についての事実関係の調査 の全部又は一部を行わせることができる
- ものとすること。(第二十四条関係)
- 5 主務大臣は、 1の許可の申請があった場合において、その申請者が次のいずれにも適合するもので
- あると認めるときでなければ、 その許可をしてはならないものとすること。 (第二十五条第一項関係)

- 本邦の営利を目的としない法人であって主務省令で定めるものであること。
- $(\underline{})$ 監理 事 業を適切に運営するための外部役員又は外部監査の措置を講じていること。
- (\equiv) 外 国 \mathcal{O} 送出機関 から団体監 |理型技能実習生になろうとする者か 5 0 団体監理型技能実習に係る求

職 の申 込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、 外 国 の送出機関との間で当該取次ぎに係る

契約を締結していること。

(四) 許可 \mathcal{O} 申 · 請 が 般監理事業に係るものである場合は、 申請者が 団体監理型技能実習の実施状況 \mathcal{O}

監 査 そ \mathcal{O} 他 の業務を遂行する能力につき高 1 水準を満たすものとして主務省令で定める基準 に適合

していること。

(五 一から四までのほか、所要の許可基準に適合していること。

6 許 可 0) 欠格事 由 に該当する者は、 1 の許可を受けることができないものとすること。 (第二十六条

関係)

7 監理団体は、 職業安定法第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、 技能実習職業

紹介事業 (監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等のみと当該監理団体 の実習監理に係

る団体監理型技能実習生等のみとの間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることを

業として行うものをいう。)を行うことができるものとすること。 (第二十七条第一項関係)

8 監 理 寸 |体は、 監 理 事 業に通常 必 要となる経費等を勘案して主務省令で定め る適正 な 種 類 及 び 額 の監

理 一費を団 体 . 監理型実習実施者等 へあらかじめ 用途及び金額を明示した上で徴収することができるも \mathcal{O}

とするとともに、 この 場合を除き、 監理団: |体は、 監理事 業に関 Ĺ 団体監理型実習実施者等、 寸 体 監

理型技能実習生等その 他 の関係者から、 1 か なる名義でも、 手数料又は報酬を受けてはならな ŧ \mathcal{O}

とすること。(第二十八条関係)

9 主務大臣は、 第三の 規定を施行するために必要な限度において、 実習実施者、 監理 団体等に対し、

報告若しくは帳簿書 類 の提出若しくは提示を命じ、 若しくは出頭を求め、 又は当該 主 一務大臣 0 職

質問 .若しくは立入検査をさせることができるものとすること。 (第三十五 条第 項 関 係

10 その 他 許 可 証 許可 Ö, 条件、 許 可 \mathcal{O} 有 効期 間、 変更 \mathcal{O} 許 可、 技能実習の実施 が 困 難 となった場 合 \mathcal{O}

届 出 事 業 の休廃 此 改善命令、 許可 の取消 し等につい て所要の規定を設けること。 (第二十九条か

ら第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条関係

1 監理団体は、 自己の名義をもって、 他人に監理事業を行わせてはならないものとすること。 (第三

十八条関係)

2 監 理 寸 |体は、 第二の一の認定を受けた技能実習計画に従い、 団体監理型技能実習生が団体監 理型技

能実習を行うために必要な知識 の修得をさせるよう努めるとともに、 団体監理型技能 実習を実習 監 理

しなければならないものとするほか、 監理団体は、 団体監理型技能実習の実施状況 の監査その 他 . の 業

務 の実 施 に 関し主務省令で定める基準に従い、 その業務を実施 しなければならないも のとすること。

(第三十九条第一項及び第三項関係)

3 監理団体は、 監理事 業を行う事業所ごとに監理責任者を選任しなければならないものとすること。

(第四十条第一項関係)

4 監 理 寸 体は、 団体 監理型実習実施者が団体監理型技能実習に関し労働に関する法令に違反しな ょ

う、 監理責任者をして必要な指導等を行わせなければならないものとすること。 (第四十条第三項か

ら第五項まで関係)

5 監理団体は、 1から4までのほか、 帳簿の備付け、 監査報告、 個人情報の取扱い、 秘密保持等を行

わ なければならないものとすること。 (第四十一条から第四十四 条まで関係

6 その 他 開三の 対規定の 実施 に関 し必要な事項は、 主務省令で定めるものとすること。 (第四十五条関

係)

第四 技能実習生の保護等

一禁止行為等

1 実習監 理を行う者又はその役員若しくは職員 (2及び3にお いて 「実習監理者等」という。) は、

暴行、 脅迫、 監禁その他精神 又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、 技能実習生の意思に反

して技能実習を強制してはならないものとすること。 (第四十六条関係)

2 実習監理者等は、 技能実習生等又は技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間

で、 技能. 実習に係る契約 の不履行につい て違約金を定め、 又は損害賠償額を予定する契約をしては な

らないものとすること。(第四十七条第一項関係

3 実習監理者等は、 技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、 又は技能 実習

生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならないものとすること。 (第四十七条第二項関係)

4 技能実習を行わせる者若しくは実習監理を行う者又はこれらの役員若しくは職員(5において「技

技能実習生の旅券又は在留カードを保管してはならないものとするこ

と。 (第四十八条第一項関係)

能実習関係者」という。)は、

5 技能実習関係者は、 技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならないものとす

ること。(第四十八条第二項関係)

6 実習実施者若 しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員 (この6において「実習実施者等」

は、 その事実を主務大臣に申告することができるものとし、 実習実施者等は、 申告をしたことを理由

いう。)がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、

技能実習生

として、 技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること

。 (第四十九条関係)

一補則

1 主務大臣は、 第二から第四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、 実習実施者及び監

理団体に対し、 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言をすること

が できるものとすること。 (第五十条第一項関係)

2 主務大臣 は、 技能実習の適正 な実施及び技能実習生の保護のため、 技能実習生からの相談に応じ、

必要な情 報 の提供、 助言その他 の援助を行うものとすること。 (第五十条第二項関係)

実習実施者及び監理団体は、 当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であって引き続き

3

技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、

関係者との連絡

調

腕整その:

他

 \mathcal{O} 必要な措置を講じなければならない ŧ のとし、 主務大臣は、 必要が あると認めるときは、 実習 実施

者、 監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行うことができるものとすること。 (第五

+

4 主務大臣は、 実習実施者が円滑に技能等の 評価を行うことができるよう、 技能実習評 '価 試 験 0 振 興

に と努め、 な け ればならない ものとするとともに、 公正な技能実習評 [価試 験が実施されるよう、 技能 実習

評 価 試 験 の基準を主務省令で定めるものとすること。 (第五十二条関係

5 主務大臣は、 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは、 特

定の業種に属する事業を所管する大臣 (6において「事業所管大臣」という。) に対して、 当該: 特定

 \mathcal{O} 業種 に 属する事業に係る技能実習に関し必要な協力を要請することができるものとすること。 (第

五十三条関係)

6 事 業所管大臣 は、 関係者により構成される事業協議会を組織することができるものとすること。

第五十四条関係)

7 主務大臣は、 必要があると認めるときは、 関係行政機関の長に対し、 技能実習の適正な実施及び技

能 能実習生 \mathcal{O} 保護に資する情報 の提供をすることができるものとするとともに、 実施 し得る他 の法 律 \mathcal{O}

規定に基づく措置があり、 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、 当該措置 が 速 Þ

か に実施されることが必要であると認めるときは、 当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対

当該措置の速やかな実施を求めることができるものとすること。 (第五 十五条第一項及び第二項

関係)

8 地域に お いて技能実習に関する事務を所掌する国 一の機関は、 関係機関により構成される地域協議会

を組織することができるものとすること。(第五十六条関係)

一総則

1 機構 は、 外国人の技能等の修得等に関し、 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、 ŧ

って人材育成を通じた開発途上地域等へ の技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする

ものとすること。(第五十七条関係)

2 機構 の法人格、 数等について所要の規定を設けること。 (第五十八条から第六十三条まで関係)

二設立

1 機構を設立するには、 技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になるこ

とを必要とするものとすること。(第六十四条関係)

2 定款の作成、 設立の 認可、 設立の登記等について所要の規定を設けること。 (第六十五条から第六

十八条まで関係)

三 役員等

1 機構に、 役員として理事長一人、 理事三人以内及び監事二人以内を置くものとすること。 (第六十

九条関係)

2 役員 の職務及び権限、 役員の任命等について所要の規定を設けること。 (第七十条から第八十一条

まで関係)

四 評議員会

1 機構に、 その業務の円滑な運営を図るため、 評議員会を置くものとすること。 (第八十二条関係)

2 評 議 員 会の 組 織 評議員等について所要の 規定を設けること。 (第八十三条から第八十六条まで関

係)

五 業務

1 機構は、 技能実習に関し第二及び第三に規定する業務等を行うものとすること。 (第八十七条関係)

2 業務 \mathcal{O} 委託、 業務 方法書等について所要の 規定を設けること。 (第八十八条から第九 一条ま で関係

六 財務及び会計

1 機構 は、 毎事業年度、 予算及び事業計画を作成し、 当該事業年度の開始前に、 主務大臣の認可を受

けなければならないものとすること。(第九十二条関係)

2 財務諸表、 利益及び損失の処理等について所要の規定を設けること。 (第九十三条から第九十八条

まで関係)

七 監督

機構 は、 主務大臣が監督するものとし、この法律を施行するため必要があると認めるときは、 機構に

対し、 その業務に関して監督上必要な命令をすること等ができるものとすること。 (第九十九条及び第

百条関係)

八 補則

機構の定款の変更及び解散について所要の規定を設けること。 (第百一条及び第百二条関係)

第六 雑則

この法律における主務大臣は、 法務大臣及び厚生労働大臣とするものとし、 この法律における主務省

令は、 主務大臣の発する命令とするものとすること。 (第百三条関係)

主務大臣は、 第三の一の9の報告徴収等 (第三の二の4を施行するために行うものに限る。) の権限

 \mathcal{O} 部を国土交通大臣に委任することができるものとすること。 (第百四条第一項関係)

 \equiv 主務大臣は、第三の一の9の報告徴収等(第三の二の4を施行するために行うものに限る。) に関 す

る事務について、 労働基準監督官に行わせることができるものとすること。 (第百五条第一項 (関係)

兀 国 地 方公共団体及び 機構は、 技能実習が円滑に行われるよう、 必要な情報交換を行うことその 他 相

互 $\overline{\mathcal{O}}$ 密接な連携の 確保に努めるものとするとともに、 機構は、 連携の ため、 主務大臣 の権限の行 使に関

て必要な情報の提供を行わなければならないものとすること。 (第百六条関係

五. この法律に定めるもの 0 ほ か、 この法律の実施に関し必要な事項は、 主務省令で定めるものとするこ

と。 (第百七条関係)

第七 罰則

この 法律の規定に違反した者について、 所要の罰則規定を設けること。 (第百八条から第百十五条まで

関係)

第八 施行期日等

この法律は、 平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するものとするこ

と。 ただし、 第五の規定等については、 公布の日から施行するものとすること。 (附則第一条関係)

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認める

ときは、この法律の規定について検討を加え、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること

。 (附則第二条関係)

三 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、 技能実習の在留資格を定める入管法の一

部改正等関係法律について所要の規定の整備を行うこと。 (附則第三条から第二十六条まで関係)